

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の解除予定の通知（2件）（治山林道課）	1
○土砂災害警戒区域の指定（防災砂防課）	1
○土砂災害特別警戒区域の指定（ 〃 ）	1
公 告	
○高知県名誉県民の顕彰（人 事 課）	1
○狩猟免許試験の実施（鳥獣対策課）	1
○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施（ 〃 ）	2
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	2
○土地改良区の定款変更の認可（4件）（ 〃 ）	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	3
高知県公安委員会告示	
○運転免許取得者等教育の認定及び告示の廃止	7
○運転免許取得者等検査の認定	10

告 示

高知県告示第509号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年5月13日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
四万十市西土佐江川字枝峠4828の8（次の図に示す部分に限る。）、4828の15
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第510号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定

により告示する。

令和4年5月13日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡越知町越知字大守丁1584の7・丁1584の8
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第511号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年5月13日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
IV - 401033	笹 場 (3)	高岡郡中土佐町上ノ加江（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV - 408020	かわうそ公園	高岡郡津野町永野（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

高知県告示第512号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年5月13日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
IV - 401033	笹 場 (3)	高岡郡中土佐町上ノ加江（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

IV - 408020	かわうそ公園	高岡郡津野町永野（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
-------------	--------	--------------------	---------

公 告

令和4年5月12日に、次のとおり高知県名誉県民として顕彰した。

令和4年5月13日

高知県知事 濱田 省司

氏名	住所	事績の概要
関 勉	高知市上町二丁目	多数の新彗星及び小惑星の発見、我が国の社会教育の振興への貢献並びに高知県の知名度向上への貢献

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和4年5月13日

高知県知事 濱田 省司

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
令和4年8月6日 午前10時から	黒潮町ふるさと総合センター	わな猟免許
令和4年8月7日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
令和4年8月27日 午前10時から	高知市春野文化ホールピアステージ	わな猟免許
令和4年8月28日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
令和4年9月18日 午前10時から	田野町ふれあいセンター	わな猟免許